

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた 子育て世帯・低所得者世帯の方々へ！

市独自
対策

給付金のお知らせ

▶新型コロナウイルス感染症の長期化などにより食費などの物価が高騰する中で、子育て世帯へ支援を行うため、国の子育て世帯生活支援特別給付金の対象とならない方へ、市の独自対策として次の給付金を支給します。

砂川市子育て世帯特別給付金

●対象

平成16年4月2日～令和5年2月28日までに出生した児童を養育し、下記の(1)および(2)のいずれにも該当する方

(1) 国の子育て世帯生活支援特別給付金を受給していない方

(2) 令和4年度の市町村民税均等割が課税となっている方で、次のいずれかに該当する方

①市から令和4年6月分の児童手当・特別児童扶養手当を受給している方（児童手当は公務員を除く）

②市から令和4年7月分～同5年3月分の児童手当・特別児童扶養手当を受給している方（児童手当は公務員を除く）

※手当の受給事由が他市町村からの転入の場合は除く。

③上記①および②以外の方で、令和4年5月31日時点および申請日時点で、平成16年4月2日～令和5年2月28日までに出生した児童を養育し、市内に住所を有する方。ただし、令和4年6月1日以降に出生した児童を養育する方については、その児童が出生した日および申請時点で市内に住所を有する方

●給付金額 対象児童1人につき一律2万円

●受給方法

・「●対象」の(2)①および②に該当する方

→申請は不要です。市が特定した支給対象世帯へ、受給意思や振込先口座などを確認するための案内文を9月中旬以降に郵送します。受取拒否の届出書の提出がない場合、児童手当もしくは特別児童扶養手当の受給口座へ振り込みます。

・「●対象」の(2)③に該当する方

→申請が必要です。支給対象となる可能性がある世帯へ、案内文を10月中旬以降に郵送します。

子育て支援係Tel 74-8369

▶新型コロナウイルス感染症の長期化などにより原油価格や物価が高騰する中で、低所得者世帯へ支援を行うため、市の独自対策として次の3つの給付金を支給します。

砂川市生活支援特別給付金

●対象

令和4年6月1日時点において砂川市に住民登録があり、かつ令和3年度分住民税において均等割のみ課税されている方がいることにより「令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯当たり10万円）」の支給対象とならなかった世帯

●給付金額 1世帯当たり5万円

砂川市住民税非課税世帯特別給付金

●対象

令和4年6月1日時点において砂川市に住民登録があり、かつ令和3年度分住民税非課税世帯であるものの、世帯全員が住民税課税者に扶養されていることにより「令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯当たり10万円）」の支給対象とならなかった世帯

●給付金額 1世帯当たり3万円

砂川市高齢者世帯等生活支援給付金

●対象

令和4年6月1日時点において砂川市に住民登録があり、かつ令和4年度分住民税非課税世帯のうち、次の要件のいずれかに該当する世帯（生活保護世帯と施設入所者などを含む）

①高齢者世帯 70歳以上の方を含む世帯

②障がい者世帯

ア 身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている方を含む世帯

イ 療育手帳A判定の交付を受けている方を含む世帯

ウ 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方を含む世帯

●給付金額 1世帯当たり12,000円

●受給方法

市が特定した支給対象世帯へ、受給意思や振込先口座などを確認するための「確認書」を9月中旬以降に郵送します。必要事項を記入のうえ、同封する返信用封筒に入れて確認書に記載されている提出期限までに返送してください（当日消印有効）。市が確認書を受領してからおおむね3週間後に確認した振込先口座へ振り込みます。

☎社会福祉係Tel 74-8103